

(別紙)

廃棄物の輸出に係る環境大臣の確認について行政手続法に基づく 審査基準を制定することに関する国民意見と当省の考え方

意見の概要	意見に対する当省の考え方(案)
<p>審査基準の制定に賛成</p> <ul style="list-style-type: none">・ 循環型社会形成に向けた大きな前進・ 産業空洞化の解消、国内景気回復の起爆剤に成り得る。・ 地球規模でのリサイクルとして歓迎すべきだが、相手国において不要な廃棄物を輸出することのないよう、未然防止に向けた体制整備が重要。・ 運用においては、基準の適合性を厳正に審査することが肝要。 <p>審査基準の制定に反対</p> <ul style="list-style-type: none">・ 審査基準の制定は、「廃棄物」を「循環資源」に読み替えることを前提としていると考えられ、廃棄物に対して必要な規制をないがしろにすることが予想され問題である。また、違法な廃車の輸出を促進しようとしているのではないか。 <p>今日では、廃棄物輸出が環境負荷を減らすという積極的な観点も有る。『循環型社会の構築に向けた取組として、国内より海外で、より適正な処理が出来る（有効利用ができる）廃棄物については輸出を是とする観点」と「安易な輸出により国内の排出事業者責任の空洞化が生ずるなど、廃棄物の適正処理に支障を来たすことを防止する観点」を調整する要請から確認を行なうものである』というような解釈はできないか。</p>	<p>今回の審査基準制定は、現行法の規定について行政手続法に基づき、申請の処分基準の明確化を図ろうとするものであって、現行の法制度を変更するものでも、廃棄物の輸出を奨励し、生産活動を促進しようとするものでもない。国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならないことは、これまでと同様であり、いずれにしても審査基準は厳正に運用する。</p>
<p>パーゼル条約との関連性が不明である。</p>	<p>有害廃棄物及び家庭系廃棄物について、パーゼル条約に基づき事前に相手国の同意を得る等の手続が必要である点については、これまでと何ら変更はない。</p>
<p>輸出相手国の「処分者」に様々な規制を負わせているが、このような義務を負わせることが可能なのか、あるいは実効性があるのか。その責任を「輸出者」に負わせたとしても、不可能なのではないか。</p>	<p>輸出相手国の「処分者」に関する項目は、再生利用の確実性を確保するとともに、この制度が輸出先の国における不適正処理を引き起こすことがないことを契約書、事業計画書等により確認するためのものである。</p>

<p>(現在中央環境審議会において行われている廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する検討の中で) 仮に有価で取引されている不要物以外のリサイクル可能物が廃棄物に認定されると、鉄鋼スラグ、スクラップ、古紙も同様に廃棄物処理法の輸出に関する法令及び今回の審査基準で環境大臣の確認をうけるべき対象となるのか。廃棄物の輸出に関する規制を廃棄物処理法で認定する全ての廃棄物に適用するのではなく、リサイクル推進の観点から、バーゼル条約で有害廃棄物と認定されているものに限定することを、廃棄物処理法改正議論の中で検討してほしい。</p>	<p>今回の審査基準では、現行法のもとで廃棄物に該当するものを対象としている。</p> <p>廃棄物の輸出の際の環境大臣の確認対象を有害廃棄物に限定する点については、野外焼却などの不適正処理、土地造成と偽った埋立処分などを目的にこれらの廃棄物が輸出されるおそれがあることから、適当ではないと考えている。</p>
<p>適合性の確認については、審査基準の第2の1あるいは第2の2のいずれかの基準を満足し、かつ、それぞれの場合に第2の3の基準も併せて満足すれば廃棄物の輸出は可能と解釈して良いか。</p>	<p>国内において生じた廃棄物はなるべく国内において適正に処理されなければならないという法第2条の2の原則のもと、法第10条等の輸出確認制度が設けられているものであって、確認は法第10条各号等に従って行う。具体的には、一般廃棄物の場合、法10条1号又は2号のいずれかの基準を満足し、かつ、それぞれの場合に同条3号及び4号の基準を満足することが必要。</p>
<p>個別案件 ・ 個別の廃棄物(廃タイヤ、びん、直接利用が可能な廃棄物)について、条件を付して輸出を認めてほしい。</p>	<p>個別案件ごとに、審査基準に照らし判断する。</p>
<p>輸出の相手国での「処分者」には、廃棄物で試験的な再生行為をするような者も含まれているようにも受け取れる。試験的なものは、再生利用の確実な確認が困難であると思われるので、輸出対象から除く方が良い。</p>	<p>試験的なものについては、再生利用に関する計画をチェックし、再生利用と偽って廃棄物が輸出されることがないようにする。なお、国際的に全く実績がないような計画である場合には、再生利用が確実であるとはいえないものと考えている。</p>
<p>産廃について、例えば、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律で禁止されている廃棄物に該当しないもの。」のような禁止物の規定は設けないのか。</p>	<p>産業廃棄物については、一律に取り扱うことが難しいため、個別に審査基準への適合を審査して判断する。なお、バーゼル法の規制対象になる特定有害廃棄物等については、廃棄物処理法に基づく手続と併せて条約に基づき相手国の事前同意を得る等の手続が必要となる。</p>
<p>第2の3(2)の添付書類に、「処分施設が許可等を要する場合の所管担当政府機関の適合証明書又はその写し」を追加する。</p>	<p>意見を踏まえて修正する。(許可証等の写しを添付書類に追加。)</p>
<p>第2に「添付書類については、必要がある場合は日本語訳を併せて添付すること。」を追記する。</p>	<p>意見を踏まえて修正する。</p>

<p>排出事業者が小規模事業者であり、個々の申請が困難な場合、関係する協会や排出事業者の委託を受けた収集運搬業者又は中間処理業者又はその団体に、輸出の代理申請を許可して欲しい。</p> <p>輸出申請に関する諸手続を商社等第三者に代行させることは可能か。</p>	<p>添付書類の作成など申請作業の一部を代理人に行わせることは可能であるが、申請の主体及び廃棄物処理の委託契約の主体は、排出事業者自らであることが必要。</p>
<p>通常の輸出取引における所有権とリスクの移転に準じて、管理責任は当事者間の取り決めによるものとさせてほしい。</p>	<p>直接の管理責任は、貿易取引の慣行に従って取り決めることとして差し支えない。なお、管理責任が輸入者側に移転した後も、排出事業者は再生が終了するまでの注意義務を引き続き負うことに留意されたい。</p>
<p>産業廃棄物管理票の扱いについて示されたい。</p>	<p>輸出の場合についても、排出事業者には管理票の交付の義務が課せられており、当該産業廃棄物を国内において受領した運搬受託者は必要事項を記入して管理票の回付及び写しの送付が義務づけられている。国外の処分受託者には、管理票の回付及び写しの送付の法的義務が課せられていない。</p>
<p>特定の排出事業者から排出する同一性状の廃棄物など、審査基準を満足する廃棄物が恒常的に発生し長期契約を行う場合には、個別の輸出ごとではなく一括申請（例えば契約単位あるいは一年単位など）も可能として頂きたい。</p>	<p>同一の性状の廃棄物から同一の工場で製造される再生品であっても、市況の変動により需要が失われることが懸念されるため、当面は契約ごとでなく輸出申告と同じ、一回の輸出ごとの審査を行うこととする。</p>
<p>審査基準の第3の1の「自ら本邦から輸出の相手国までの...、これらの者に対する委託についても委託基準が適用されること。」中、これらの者とは具体的に誰を指しているのか示していただきたい。</p>	<p>施行規則第2条第6号及び第9条第9号の「廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら本邦から輸出の相手国までの輸出を行う場合）」を指し、具体的には、本邦の領海内から、相手国までの運搬を担う海運業者等がこれに当たる。</p>
<p>港または空港から外国向けの船又は航空機による外国への運搬を受託する者については産業廃棄物の収集・運搬業の許可は不要であると解釈して良いか。</p>	<p>よい。</p>
<p>自ら運搬、輸出をする場合の産業廃棄物の収集・運搬業の許可は不要であるとの解釈でよいか。</p>	<p>よい。</p>
<p>脱法的に有価物と称して輸出する行為を阻止するため、再生利用先が廃棄物を購入していても、排出者側で経費を清算すれば手元マイナスになるような場合であれば、当然に有価物とはならず、再生利用先の事業者は処分業の許可が必要（中間処理業者となる。）であることとすべき。</p>	<p>廃棄物であるかどうかの判断は、輸出の場合に特別に扱われるものではなく、国内の場合と同じく、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものと考えている。例えば、常識的に見て市場価値を有さない物を、書面上のみ価格を付与して取り引きし、別の名目で処理費用を支払うケースや、相手国で行われる処分作業が野外焼却を伴う脱法的な</p>

	<p>販売である場合は、契約があっても有価物とは認められない。また、海上運搬費が日本側負担であるケースについては、原則として廃棄物に該当するものとして取り扱っているところである。</p>
<p>通関の際に一定期間廃棄物を保管する者は、保管業の許可が必要ではないか。</p>	<p>輸出者たる排出事業者が他人に廃棄物の積替保管を含む運搬を委託する場合、委託を受ける者は積替保管を含む収集運搬業の許可を必要とする。(規則第2条及び第9条において許可が不要とされている者を除く。)</p>
<p>相手国における利用が確実に見込まれた有用物であっても、利用の判断に時間を要することでは、輸出の意欲も衰えることから、標準処理日数60日にこだわることなく、円滑な輸出認可体制を整備することが望まれる。</p>	<p>標準処理期間は、目安となる平均的な期間を示すものであり、同一の条件で繰り返し提出される申請については、審査所要期間が短くなる場合もあると考えている。</p>
<p>60日間という標準処理期間の設定は、やむを得ないと考えられるが、的確で迅速な審査には期間だけでなく審査体制も影響すると考えられるため、今後審査案件が増えた場合は、速やかに審査体制の充実を行うべき。</p>	<p>審査件数が大幅に増加する場合等、事情の変化が生じた際には、必要に応じ対応方策を検討する。</p>